労働局から届いた封筒をご用意ください。

封筒の色は
何色ですか？

青色

雇用保険に加入されている方の雇用保険料についての申告書です。

雇用保険被保険者に支払われた賃金について、前期（令和4年4月1日～9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて集計し、それぞれの小計額（前期計、後期計）に雇用保険料率を掛けてください。

緑色

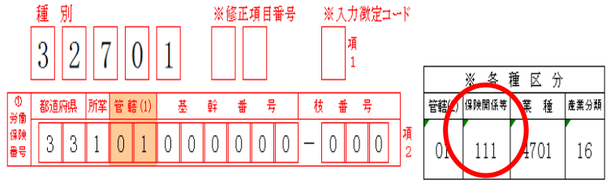

申告書の「※各種区分」の「保険関係等」の３桁の数字は「751」ですか？

はい

建設工事、林業（木材伐出業）の労災保険分の申告書です。

建設業の方は、元請工事について
「一括有期事業総括表」
「一括有期事業報告書（建設の事業）」を、

林業の方は、
「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」

を作成して、申告書と一緒に提出してください。

いいえ

申告書の「※各種区分」の「保険関係等」の３桁の数字は「711」ですか？

はい

労災保険料と雇用保険料を別々に申告いただくもので、
こちらは労災保険分の申告書です。

令和４年４月分～令和５年３月分の労働者に支払われた賃金を集計して、労災保険料率を掛けてください。

いいえ

申告書の「※各種区分」の「保険関係等」の３桁の数字は「311」ですか？

はい

雇用保険料は別の申告書で申告していただくもので、
こちらは労災保険分の申告書です。

労働者に支払われた賃金について、前期（令和4年4月1日～9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて集計し、それぞれの小計額（前期計、後期計）に労災保険料率を掛けてください。

いいえ

申告書の「※各種区分」の「保険関係等」の３桁の数字が「111」で、雇用保険の被保険者がいますか？

はい

労災保険料と雇用保険料を１枚の申告書で申告いただくものです。

労働者に支払われた賃金について、労災保険対象者と雇用保険被保険者ごとに、それぞれ前期（令和4年4月1日～9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて集計し、前期計及び後期計にそれぞれ労災保険料率と雇用保険料率を掛けてください。

いいえ

雇用保険被保険者が0人の場合であっても、労災保険料と雇用保険料を１枚の申告書で申告いただくものです。

労働者に支払われた賃金について、前期（令和4年4月1日～9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて集計し、それぞれの小計額（前期計、後期計）に労災保険料率を掛けてください。
雇用保険被保険者は０人のため、算定基礎額は０円、雇用保険料額も０円と申告書に記入してください。